

大谷學報

第六十四卷 第二号

昭和五十九年九月三十日発行

ツォンカバにおける一語説総論……………小川 一乘 (1)

社会的交換理論……………高橋 憲昭 (14)

——その一側面について——

節会相撲考……………山田 知子 (26)

昭和五十八年度 特別研修員研究発表要旨……………(40)

新刊紹介……………(62)

彙報……………(67)

The Life of Hakuin Ekaku…Norman Waddell (1)
——The Path to Enlightenment——

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第六十四卷 第一号

新教育思想と宗教……………大井 令雄

——野口援太郎の場合を中心に——

ポプラと蛇……………岩見 至

——フロベールにおける聖と俗の動植物学——

北宋期における陰陽家の

吉凶禍福説と仏教……………安藤 智信

——葬礼・択日・土地神・祈雨をめぐって——

キェルケゴールにおける

「瞬間」の構造と宗教的意味……………築山 修道

書評

大河内了義著『ニーチェと仏教』……………大野篤一郎
幡谷 明

新刊紹介

昭和五十八年度 修士・卒業論文題目一覧

昭和五十八年度 寄贈交換誌目録

学位論文審査要旨

大谷学会編

大谷大学研究年報

総目録

仏教研究（第一巻第一号～第八巻第四号）

大谷学報（第九巻第一号～第六十巻第四号）

大谷大学研究年報（第一集～第三十三集）

に掲載された論文、書評、講演要旨などを収録

〈論文目録〉真宗学／仏教学／哲学／社会学／教育学／

心理学／史学／文学／法学・政治学／図書館学／自然科学

学／保健体育学。

春季公開講演要旨／秋季公開講演・研究発表要旨／書評

／新刊紹介／追憶・年譜など。巻末に執筆者索引を付す。

（A5版・一二六頁・一九八二年七月刊・八〇〇円）

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

- On the Two Truths Theory (satyadvaya) by
Tsoñ kha pa*Ichijō Ogawa* (1)
- An Aspect of the Social Exchange Theory*Noriaki Takahashi* (14)
- On the Seasonal Dedication of Sumo*Tomoko Yamada* (26)
- The Life of Hakuin Ekaku*Norman Waddell* (1)
—The Path to Enlightenment—

Resumés of Papers presented at 1983 by the

- Special Researchers (40)

New Publications :

- Hiromu Suzuki: *Das Wirkliche**Shigeichi Kishi* (62)
- Helmuth von Glasenapp, translated by Ryōgi Ōkōchi:
Das Indienbild deutscher Denker*Seiki Miyashita* (63)
- Nobuchiyo Odani: *The Study of*
Mahāyānasūtrālamkāra*Ichijō Ogawa* (65)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の學術

研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。

2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第一〇条 会員の会費は年額金四千元とする。但し、学生会員は弐千元とする。

第一一条 1、本会の経費は会費をもってこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第二一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第十三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

大谷学会役員

委員 安藤 智信 岩見 至

大竹 鑑 大屋 憲一

小川 一乘 高橋 憲昭

寺川 俊昭 名畑 崇

箕浦 恵了 山本 唯一

昭和五十九年九月三十日発行

編集兼 大谷学会

発行者 福島 光 哉

印刷者 西村 明

京都市北区小山上総町

大谷大学内

発行所 大谷学会

振替 京都 一八三九三番
電話 〇七五 四三三三三三三三
郵便 番号 六〇三